平成元年四月一日から平成二年三月三十一日までの日	一・一六
平成二年四月一日から平成三年三月三十一日までの日	一・一二
平成三年四月一日から平成四年三月三十一日までの日	一・〇八
平成四年四月一日から平成五年三月三十一日までの日	一・〇六
平成五年四月一日から平成六年三月三十一日までの日	一・〇四
平成六年四月一日から平成七年三月三十一日までの日	一・〇二
平成七年四月一日から平成八年三月三十一日までの日	一・〇一
平成八年四月一日から平成九年三月三十一日までの日	〇・九九
平成九年四月一日から平成十年三月三十一日までの日	〇・九八
平成十年四月一日から平成十一年三月三十一日までの日	〇・九九
平成十一年四月一日から平成十二年三月三十一日までの日	〇・九八
平成十二年四月一日から平成十三年三月三十一日までの日	〇・九八
平成十三年四月一日から平成十四年三月三十一日までの日	〇・九九
平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日までの日	一・〇〇
平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日までの日	〇・九九
平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日までの日	〇・九九
平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日までの日	〇・九九
平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日までの日	〇・九九
平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日までの日	〇・九九
平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの日	〇・九九
平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの日	一・〇一
平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの日	一・〇〇
平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの日	一・〇一
平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの日	一・〇一
平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの日	一・〇一
平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの日	一・〇一
平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの日	一・〇〇

（経過措置）

第四条　この省令の施行の日（以下この項において「施行日」という。）の前日までの日に係る船員保険法による休業手当金、施行日の前日の属する月以前の月分の同法による障害年金及び遺族年金、施行日の前日までに支給すべき事由の生じた同法による障害手当金、障害差額一時金、障害年金差額一時金、遺族一時金及び遺族年金差額一時金、障害前払一時金及び遺族前払一時金並びに雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号）附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第四条の規定による改正前の船員保険法第五十七条ノ二第三項に規定する事業として厚生労働省令で定めるところにより支給する支給金並びに施行日の前日の属する月以前の月分の昭和六十年改正法附則第八十七条第一項に規定する年金たる保険給付（職務上の事由又は通勤によるものに限る。）（以下この項において単に「保険給付」という。）のうち、施行日前に算定された額を最終標準報酬月額又は標準報酬日額（以下この項において「最終標準報酬月額等」という。）として支払われた保険給付の総額は、第一号に掲げる額の総額から第二号に掲げる額の総額を控除して得た額（その額が零を下回る場合には、零とする。）及び第三号に掲げる額の総額を第二号に掲げる額の総額に加えた額とする。

一　施行日以後に算定された最終標準報酬月額等により支払われる額

二　施行日前に算定された最終標準報酬月額等により支払われた額

三　第一号に掲げる額から前号に掲げる額を控除して得た額（その額が零を下回る場合には、零とする。）に、次の表上欄に掲げる前号に掲げる額が支給された日の属する各期間に応じて同表下欄に掲げる率を乗じて得た額

施行日前に算定された最終標準報酬月額等により支払われた日の属する期間	率
平成十六年八月一日から平成十七年七月三十一日まで	〇・一四
平成十七年八月一日から平成十八年七月三十一日まで	〇・一三
平成十八年八月一日から平成十九年七月三十一日まで	〇・一一
平成十九年八月一日から平成二十年七月三十一日まで	〇・〇九
平成二十年八月一日から平成二十一年七月三十一日まで	〇・〇八
平成二十一年八月一日から平成二十二年七月三十一日まで	〇・〇六
平成二十二年八月一日から平成二十三年七月三十一日まで	〇・〇五
平成二十三年八月一日から平成二十四年七月三十一日まで	〇・〇四
平成二十四年八月一日から平成二十五年七月三十一日まで	〇・〇三
平成二十五年八月一日から平成二十六年七月三十一日まで	〇・〇二
平成二十六年八月一日から平成二十七年七月三十一日まで	〇・〇一
平成二十七年八月一日から平成二十八年七月三十一日まで	〇・〇一
平成二十八年八月一日から平成二十九年七月三十一日まで	〇・〇一
平成二十九年八月一日から平成三十年七月三十一日まで	〇・〇一
平成三十年八月一日から施行日の前日まで	〇・〇一

2　前項の規定による支給の額の算定に当たっては、その支給の対象者に対して行われた支給すべき事由の異なる保険給付の種類毎に額の計算を行うものとする。